

平成18年度 第1回京都市公共事業再評価委員会議事概要

第1回委員会では平成10～16年度に再評価を行った75事業についてフォローアップ報告を受けた。

1 日 時 平成18年6月9日(金)午後1時30分～4時15分

2 場 所 平安会館2階「白河の間」

3 出席者

(1) 委 員

嘉門委員長, 岩崎委員, 小伊藤委員, 須藤委員, 藤井委員, 三好委員

(2) 京都市

建設局

建設局長, 管理部長, 管理部担当部長, 道路部長, 街路部長, 水と緑環境部長,
水と緑環境部担当部長, 都市整備部長, 都市整備部担当部長,
京都市土地区画整理協会事務局長, 用地室長ほか

都市計画局

住宅室住宅事業担当部長ほか

上下水道局

下水道部長ほか

4 内 容

平成10～16年度再評価対象事業のフォローアップについての報告

平成10年度～16年度に再評価の対象として審議を行った75事業のうち, 既に完了した事業及び今年度に再々評価を行う事業を除く37事業について, 現時点における各事業の取組状況の説明を受けた。

委員会における質疑応答の概要は, 以下のとおりである。

・下水道事業

委 員: 下水道事業の場合, 進ちょく率が100%であっても今後整備していかなければならない事業があるが, 今のままでは再評価委員会で評価すべき対象がわかりづらい。残りの事業が何であるのかをはっきりしてもらえば議論することができる。平成20年度に行う再々評価の時にはその点に配慮して欲しい。

10年確率の降雨強度による整備率が低いため, これから整備していくとの説明であるが, 最近では大雨が降る確率が非常に増えており, 10年確率のまま整備を進めてよいのか。市内でも1時間当たり100mmの雨が降ることがあり, 10年確率の降雨強度62mmでは対応できない。主要な地域などは, もう少し確率年度を高めてもよいのではないかと。

京都市: 浸水に関する安全度について, 10年確率の降雨強度で十分なのかと言われればその判断は難しい。今後は地域の特性, 状況に応じ, 浸水対策を行う必要がある。また, 都市では現実には大雨が降り注ぎ, 大きな災害を起こしていることから, 実情に応じた雨水整備を考える必要がある。ただし, そのためには大規模な施設が必要となり財政的な問題がある。また, 流域や河川整備との兼ね合いもあることから, ハードだけではなく, ソフト的な対応も含め, 現在, 総合的な手法を検討している。

・河川事業「新川」

委員： この河川は，従来どおりのコンクリート３面張りで改修していくのか。

京都市： 番条橋から下流は２面張りで整備しており，番条橋から上流は河川に住宅等が近接していることからＬ型のコンクリート二次製品を使用している。

委員： 親水性は考えていないのか。

京都市： これまで整備してきた区間は，住宅が近接しており，親水性を考慮することが困難であったので，治水機能の向上に主眼を置いてきた。今後，整備を進める上流部では，桜の木の復元を行うなど環境に配慮しながら，整備を進める予定である。

・河川事業「旧安祥寺川」

委員： 用地買収の相手方はすべてＪＲ西日本なのか。

京都市： 三条通に面したところに一部個人の所有地があるが，ほとんどはＪＲ西日本の用地である。

・河川事業「西野山川」

委員： 通常の場合，詳細設計を先に行うのか，用地買収を先に行うのか。また，同時並行で行うこともあるのか。

京都市： 河川の場合，最初に設計を行い，事業の計画線を決める。その計画線をもとに用地買収の必要な箇所が決まる。したがって，まず設計を行い，その後用地を取得していく。

委員： 当面の目標として支川の詳細設計を完了させるとあるが，支川の用地買収等は余り進んでいないのか。既に完了した箇所もあるようだが，どれだけ進ちょくしているのか。

京都市： 支川は，全長４２７ｍのうち，１００ｍほどが手つかずであり，その箇所には一部未買収の箇所がある。本川については，家屋が連担しているため，バイパス水路を整備する予定であり，その延長は２０８ｍである。そのうち１００ｍは，既に用地取得が完了している。上流区間については家屋等があることから，今後，用地を取得し工事着手する予定である。

委員： 調書の図の南北が逆転している。位置関係がわかりづらいので，今後は北を上にして欲しい。

京都市： 河川の場合，下流が左側に表示されるよう図面を作成しているので，方位が逆になるケースがあるが，今後は方位を合わせたい。

・河川事業「西高瀬川（有栖川工区）」

委員： 平成１４年度の再評価時点の課題として，河川敷の不法占用者等への対応というのがあるが，既に解決したのか。

京都市： まだ，解決していない。今後工事を行う構口橋から上流部で，建物等が河川区域の中に入っているところがある。

委員： 平成１４年度時点の問題点に関する取組状況はどうなっているのか。

京都市： 事業の進ちょくが当初予定より非常に遅れている。年間事業量は３０ｍ弱であり，まだ，課題の場所まで到達していない。

委員： 今の説明では，18年度以降の取組の中に，不法占用者への対応についても記載すべきである。この調書では，14年度時点の問題点は解消していると読み取れる。

京都市： 依然として課題は残っており，今後，京都府と協議しながら解決していきたい。調書は修正したい。

委員： このような場合，実際にはどうやって解決するのか。

京都市： 不法占用物を取り壊してもらるか移動してもらう。今回は建物本体には問題がないので，比較的移動してもらいやすいと考えており，管理者の府と連携し，指導していきたい。

委員： 不法占用にもかかわらず，行政指導で対応するのか。

京都市： 相手方も河川区域とわかったうえで占用していると思われる。また，西高瀬川は府が管理している河川であるが，本市が事業を行う方が早期の事業完了が図れるため，府と協議のうえ，本市が河川改修を行っている。不法占用についても，府とともに行政指導を行い，解決していきたい。

・河川事業「善峰川」

委員： 改修済みの区間を見たところ緑が少ないようであるが，親水性護岸を整備しているのか。

京都市： 調書の写真は，護岸工事完了後間もない時に撮影したものであり，緑が少ないが，護岸の隙間から草が生える構造になっており，現在は草が生えている。

・道路事業「一般国道477号（大布施拡幅）」

委員： 補強土擁壁を用いているのか。

京都市： 上桂川1号橋の取付部などにテールアルメ工法を採用している。

委員： どれぐらいの高さか。

京都市： 上桂川1号橋の取付部では約8mである。

・街路事業「葛野西通」

委員： 調書の事業進捗率の欄に，カッコ書きで土地開発公社の先行取得分が示されており，平成18年度以降の取組に，用地買収と工事を行うと書いてあるが，用地買収とは土地開発公社からの買戻しのことなのか。

京都市： 平成19年度以降に工事着手する予定である。平成19年度以降の用地費は，土地開発公社による先行買収ではなく，本市の予算に計上される用地費である。

委員： 土地開発公社が行う用地買収と市が行う買収とは，性格が異なるのか。

京都市： 現在は，土地開発公社が先行取得を行っており，今後は本市が土地開発公社から土地を買い戻していく。

委員： 平成18年度以降の用地買収には，土地開発公社からの買戻しだけでなく，他に買収する用地が残っているのか。

京都市： 1筆の土地，3㎡が残っているので，その分については，土地開発公社により買収を進める。

委員： この事業は3年間進捗率に変化がないが，用地買収の目途はついているのか。

京都市： 本市が既に関買している土地のほか，土地開発公社が先行買収している土地がある。

委員：進ちょく率とは、用地買収の進ちょく率のことなのか。

京都市：進ちょく率は、用地買収のみを表しているのではなく、工事や測量設計費等を含めたものである。

委員：平成１８年までは工事費がゼロであるが、まだ、工事に着手していないということか。

京都市：まだ、工事に着手していない。平成１８年度末には、土地開発公社による先行取得分も含めると総事業費に対する進ちょく率は９０．４％となる。厳密には３㎡の用地買収費などが残っているが、残り約１０％の事業費で工事を行っていく。

委員：平成１８年度は、工事に着手せず、用地取得だけを行うのか。

京都市：平成１８年度は、残りの３㎡を土地開発公社で先行取得する予定であり、用地取得率は１００％となる。ただし、工事に着手できていないため、事業全体の進ちょく率は土地開発公社による取得分を含めても９０．４％である。平成１９年度以降の事業費としては、工事費が１億円、土地開発公社から買い戻すための用地費が６億６，４００万円である。

委員：今後は、もう少しわかりやすい調書になるよう検討して欲しい。

・街路事業「大原通」

委員：歩道を確保するために河川を狭める計画なのか。

京都市：当初の計画線は全体的に山側に寄っていたが、平成１６年度に都市計画変更を行い、計画線を川側に変更した。都市計画変更で川幅が狭くなるのを防ぐため、護岸工事を行い高野川の河川断面を確保した。

委員：高野川を左岸側に広げたのか。

京都市：左岸側を拡幅し、川の線形を緩和させた。

・街路事業「伏見向日町線」「中山石見線」

質疑応答なし

・街路事業「御陵六地藏線（第三工区）」

委員：関連事業の第二工区が完了したので、今後は第三工区を進めていくということか。

京都市：まず、用地買収を進めていきたい。

委員：事業箇所は片方は山であるが、反対側には建物が多い。用地買収の見込みはどうか。

京都市：用地買収には相当な難しさがあるが、何とか進めていきたい。

委員：この道路は通行車両が多いので、引き続き頑張ってもらいたい。

・住宅地区改進黨業「崇仁北部第四地区」

・住宅市街地総合整備事業「東九条地区」

委員：崇仁北部第四地区では、住宅地区改進黨業を適用しているのか。また、用地買収の土地単価はどのように決定しているのか。東九条地区についても説明願いたい。

また、崇仁北部第四地区の全体計画については、国とともに様々な検討が行われたようであるが、その件についてもあわせて説明願いたい。

京都市： 現在のところ，計画の策定に国は関与していない。

土地評価の方法は，京都市不動産評価委員会に諮り，近傍の土地の資料などを参考に評価額を決定している。

委員： 計画変更で住宅戸数を減らしたとの説明であるが，逆に住宅を整備することで住民を増やすという考え方はないのか。

京都市： 東九条地区については，人口流入を促進させるという側面が大きい。現在，不良住宅が密集しており，道路も入り組んでいることから用地を買収し，住環境を整備する。それにより，民間の開発も促進されると考えている。

委員： 東九条地区の場合，かつては河原町通を境に西側は商業ゾーンとして取り組み，東側は福祉的なゾーンとして整備していくとの考え方があったが，今ではどうなっているのか。

京都市： 以前に河原町通で店舗付住宅を整備したことがあるが，今回は河原町通から東なので，福祉施設と住宅の合築整備を行いたいと考えている。もともと東側地域は，防災上非常に危険な住宅が密集しており，防災の観点から不良住宅を除却するという目的で平成５年から事業に着手した。つまり，不良住宅を除却するとともに，全体的な住環境整備の底上げを図っていくための事業である。

委員： これから東西道路を建設するのか。

京都市： 東西道路は現在，設計中であり，平成１９年度に工事着手する予定である。

委員： この事業も買収が進まないために事業が遅れているのか。

京都市： 既に用地買収は完了しており，遅れを取り戻しているところである。

委員： 面的な整備の場合，道路が完成すると風通しがよくなる。そうなれば，関連施設の整備も加速度的に進むとともに，環境条件もよくなる。予算的な問題もあると思うが，優先順位をつけて整備を進めれば，全体的な進ちょく率も上がっていき，町のイメージも改善され，人を呼び込むことができるようになる。なかなか難しい面もあると思うが，それらも検討して，事業を進めて欲しい。

委員： 平成１５年度の再評価時点で崇仁地区については，周辺地域との景観の調和と地域コミュニティの維持に配慮することとなっているが，取組状況を説明して欲しい。景観に関する意見は，人口減少により戸数も少なくなるため，当初計画していた高層住宅を整備する必要はないとの考えがあったと思うが，実際にはどのように景観に配慮されたのか。また，地域コミュニティの維持に関しても，この地区は单身や身寄りのないお年寄りが多く，共同住宅に入ることによって孤立するケースが多いとの意見だったが，どのように配慮したのか教えて欲しい。

京都市： 現在，計画中の崇仁第三地区には高瀬川が流れており，川を挟んで建築する建物は景観に配慮したものを検討している。また，高さについても住戸数を減らすなど十分に検討していきたい。

地域のコミュニティに関しては，先ほど説明した５１棟のケースであるが，各階に住民が日常会話をするためのスペースとしてコミュニティゾーンを整備するとともに，１階のゾーンにベンチを置いたり，木を植えるなど，地域のコミュニティ支援を考えている。

なお，この地域は，崇仁のまちづくり推進委員会とともに，祭りなどの地域の取組を進めることにより，地域のコミュニティができあがりつつある。

委員： 地域施設という言葉を用いているが，具体的にはどのような施設なのか。

京都市： 東九条では、昔から希望の家という隣保施設のような施設がある。これは昭和30年代に民間カトリック系の団体であるカリタス会が整備したもので、お年寄りや御婦人、青少年等を対象にした講座や相談事業、配食サービスを行っている。

また、その隣には、本市の保健福祉局が建てた生活館があり、そこでは主に地域の方々の生活相談機能を受け持っている。計画図面のDブロックにそれらの施設が集中しているが、かなり老朽化しており、使い勝手も悪いため、今では機能が果たせない状況である。また、この学区には自治会館もないことから、新しく地域の核になるような集会所の整備を考えている。

委員： 再評価委員会で議論すべき内容ではないが、気になるので意見したい。先ほど意見のあった、地域の住みやすさの向上や、世帯数の減少という状況から、当初の整備計画を大幅に変更したり、事業期間を延長させなければならないケースが多い。

整備計画を策定する場合は、例えば少子化対策として地域の高齢者が子供を預かるような仕組みと部屋等の施設を設け、しかもある地域だけに集中させるのではなく小口分散配置するなどの検討が重要である。また、生活道路や民間のショッピング施設なども広義的な意味で公益的な施設を地域施設と位置づけ、分散配置することにより、地域の魅力を高めることが重要である。従来の整備方針である衛生上や防災上からだけの計画でなく、それらに加え、地域施設の機能論的な役割がなければ、再度、事業計画の変更や延長が必要になることが想定される。

事業計画の変更は一般的に行われているが、もう少し生活者の感覚や世代間の考え方の違いなどを含め、地域施設を事業計画の中にうまく配置することが、事業の効果的な推進に大変重要である。

京都市： ただ今の御意見については、今後の整備推進の参考にさせていただきたい。

・都市公園事業「宝が池公園」（広域）

委員： 事業採択が昭和49年度で、完成予定が平成34年度という長期事業であるが、子どもの楽園については平成19年までに完成させるという説明なので、子どもたちのためにも是非実現できるよう頑張ってもらいたい。

京都市： 子供たちの創造性をはぐくむ場として、一日も早く新・子どもの楽園を利用していただけるよう努力したい。宝が池公園は広い区域であるが、早期に事業の投資効果が現れるように、それぞれの施設について一つずつ完成させていきたい。

委員： 既存施設の安全点検は、水と緑環境部が担当しているのか。

京都市： 水と緑環境部には、公園を管理する緑地管理課がある。そこには5つの管理事務所があり、日常パトロールで点検を行うとともに、遊具の事故等があれば緊急点検も行っている。

委員： 拡張事業も重要であるが、最近では遊具の事故も増えているようなので、既存施設の管理についても十分に配慮してほしい。

・土地区画整理事業「伏見西部第三地区」「伏見西部第四地区」

委員： 平成15年度の再評価時点で、当初計画にこだわらず整備計画を検討せよとの意見があったが、その件に関する取組状況を説明願いたい。

京都市： 伏見西部第四地区の京都守口線以東については，平成20年度を目途に公共施設整備を完了させ，新たな土地利用を実現させたい。その一方で，京都守口線以西については，平成23年度に事業を完成させることは厳しい状況である。しかし，事業期間はできるだけ短縮したいと考えており，今後，委員会の意見を踏まえ，地元の意向調査を行う予定である。具体的には，宅地移転についての関係者の考えや，工事に関する関係者の意向などを調査し，その結果をもとに事業期間の短縮を図る方法がないかを検討していきたい。

委員： 時間はかかるかもしれないが，地元と協議し整備計画を策定することは重要である。

京都市： 今までの事業の遅れを取り戻すよう努力していきたい。

- ・土地区画整理事業「洛北第三地区」
質疑応答なし



平成18年度 第2回京都市公共事業再評価委員会議事概要

第2回委員会では平成18年度再評価対象事業の事業概要及び対応方針(案)の説明を受けた。

1 日 時 平成18年7月27日(木) 午前10時45分～11時50分

2 場 所 平安会館 2階「白河の間」

3 出席者

(1) 委 員

嘉門委員長, 伊多波副委員長, 岩崎委員, 藤井委員, 三好委員

(2) 京都市

管理部長, 管理部担当部長, 水と緑環境部長, 街路部長, 用地室長
ほか関係職員

4 内 容

平成18年度再評価対象事業の事業概要及び対応方針(案)の説明
委員会における質疑応答の概要は以下のとおりである。

・河川事業「七瀬川」

委 員: 説明された河川断面の概要と, 資料の図が異なっているが, 何か違いがあるのか。できれば統一すべきではないか。

京都市: 墨染通を境に上流については, 断面が若干小さくなっている。

委 員: 資料の図は下流の断面図なので, 説明と異なっているということか。なぜ断面が異なるのか。

京都市: 下流になるほど流域が広くなり, 河川の断面を大きくしなければならない。

委 員: この事業は, 急速な宅地化により, 事業の途中で遊水池の計画が付加されたため, 当初計画より事業完了が遅れているのか。また, 床下浸水の回数を1回減らすには時間当たりの降雨強度をどの程度にすればよいのか。

京都市: 平成11年に浸水被害を起こしているが, それ以後の大雨では周辺の下水道整備事業等の効果で浸水被害等は発生していない。今後の課題としては, 琵琶湖疏水との交差部で疏水の下を七瀬川が流れているが, その場所は河川断面が非常に小さいため, 早急に解消する必要がある。まずは, 狭さく部への負荷を軽減するため, 遊水池の整備を検討している。七瀬川の全体計画としては, 50年確率の降雨強度を目指し, 整備を進めているが, 現在のところ, 一番断面が狭い箇所では, およそ2年確率の降雨強度である。

委 員: 琵琶湖疏水との交差部を改修しなければ, 50年確率に対応できないのか。

京都市: 遊水池を整備した後に, 交差部を整備していきたい。

委 員: それらの計画は再評価の対象事業に入っていないのか。

京都市: 再評価の対象事業に入っていない。今後, 計画をたてる予定である。

委 員: この事業が完了しても大雨が降ると, 琵琶湖疏水の上流側では, 浸水が起こりうるということか。

京都市: 浸水被害を軽減させるため, 遊水池の整備を行う。この遊水池は, 1万1,000トンの貯水能力を計画しており, 完成すれば下流の浸水被害の軽減に対しある程度の効果を発揮できる。

委 員: 論理的には50年確率の遊水池を整備すれば, 琵琶湖疏水の上流で浸水は起こらず, 疏水との交差部も改修せずに済むのではないか。

京都市: 河川改修や遊水池, 更に上流部で3箇所整備する計画である調整池, これらすべての事業効果により浸水被害の軽減を図る計画である。

委 員: 最近では1時間当たり100ミリの雨が降ることがあるが, そのときはあきらめるしかないのか。

京都市： 降雨強度は確率論であり，降る可能性もあるが，降らない可能性もある。確かに１００ミリを超えるような雨も想定されるが，現在のところ５０年確率の７７ミリの雨を想定して整備を進めている状況である。

委員： この事業だけでなく，ほかの事業も含めて事業計画の総費用と，費用便益の算定に用いる総費用が異なっている。維持管理の費用が別途かかるのは理解できるが，それぞれの総費用の違いがわからない。ほかの事業も含め，明確に表現できないのか。また，維持管理費の算定で１２河川の１年間当たりの総維持管理費を河川の区間延長で除して単価を算出しているが，この方法はかなり乱暴ではないか。１２河川の内訳はわからないが，河川ごとに特色があり，七瀬川のように整備の進んでいる河川や整備が進んでいない河川などを含めて，単純に延長当たりの単価を算定するのは不適切ではないか。

京都市： 費用便益の算定については，何か工夫して調書に記載するようにしたい。また，維持管理費の算定についても，より実態に近づくよう検討したい。

事務局： 事務局から事業調書の訂正をお願いしたい。２ページの事業の必要性等に関する視点の工事欄で，延長を，各１６年度，１７年度，１８年度で， $L = 28\text{ m}$ ， 27 m ， 27 m と記載しているが，精査したところ， 30 m ， 35 m ， 45 m というのが正しい。訂正した事業調書を後日，郵送するので差替えをお願いしたい。

・街路事業「西小路通」

委員： 公共事業再評価とは関係しないが，新たに街路を整備するときに，電線共同溝などを整備しないのか。電線や電柱などの附帯施設の計画について教えてほしい。

京都市： 西小路通では歩道の幅員が狭いため，電線類を地中化することは無理であるが，もう少し広幅員の歩道を整備する場合で，更に電線類地中化計画に位置付けられている路線であれば，街路事業で電線共同溝を整備している。

例えば，最近開通した葛野大路で，道路整備と同時に電線共同溝を整備している。

委員： 時間や費用をかけて道路整備するのに，電線や電柱が残っていると，事業価値が下がってしまわないか。行政として電線類地中化の整備計画があるのは理解できるが，工事の段階で，同時に電線共同溝を整備しても事業費は大きく変わらないのではないか。できることなら，より優れた社会資本を整備する方が重要ではないのか。

京都市： 電線共同溝の整備は１メートル当たり５０万円程度の費用がかかる。例えば伝建地区等であれば，地域特性を考慮し整備すべきであると思うが，西小路通は景観保全に対して規制がかかっていない。本市は，都市計画道路の整備率が６０％台と低く，西小路通に電線共同溝を整備するために，他の事業を遅らせるよりも，別の道路の整備を優先すべきである。

京都市全域で電線共同溝を整備するより，整備する路線を絞る方が現実的である。電線類地中化計画に位置付けられている路線については積極的に整備を行うが，それ以外の道路は，現在のところ電線共同溝の整備の予定はない。

委員： この事業区間から南側については，事業が完了しているのか。

京都市： かなり南の方で未整備の区間があるが，区画整理事業でほぼ整備済みである。

委員： この事業は昭和３年に都市計画決定されており，当時の状況はわからないが，建物も今ほど多くなく，まだ簡単に整備できる状況であったと思われる。しかし，８０年の歳月がたつと状況が随分変わっており，この道路以外でも昭和初期に都市計画決定された道路については計画の見直しを検討すべきではないか。

京都市： 京都市では，戦前に行われた都市計画決定が多く，それらを元に区画整理事業を行い市街地を整備してきた経過がある。

本市では平成１３年度に未整備の都市計画道路の見直しを行っており，１０路線ほど廃止している。国土交通省も未整備の都市計画道路の見直しを働きかけており，全国的にも未整備の都市計画道路の見直しを行う傾向である。また，京都府でも今後見直しを予定しており，そのような中，本市でも，第２段の見直しについて検討を進める必要があると考えている。

委員： 用地の買収単価について教えてほしい。用地買収を行うとき、個別に用地買収の交渉を行うが、全体に対しての交渉は行わない。その理由は用地単価が上昇するからだと以前に聞いたことがあるが、今でもそうなのか。また、共同溝を整備すると関西電力や大阪ガスなどの施設がそこに入るわけだが、その場合、相手方から費用を徴収しているのか。

京都市： 用地買収を行うときは個別交渉を行っている。相手側に提示する土地の価格や建物の補償費は、京都市が専門家に依頼し、算出された額をもって交渉を行っている。本市では全体に対しての交渉は行っていない。

また、共同溝に入孔する施設については、道路法に基づき占用料として徴収している。

委員： 都市計画決定から時間が経過しすぎているが、平成17年度末には用地の買収率が72%で、事業費ベースの全体の進捗率が52%と比較的進んでいるので、今後も引き続き努力して早急に事業を完了してほしい。

・街路事業「・・・25鴨川東岸線（第2工区）」

委員： 現在の師団街道とは別ルートとして本路線を整備しているが、事業完了後はこの路線が師団街道になるのか。

京都市： この路線の正式名称はまだ決まっていないが、この道路が主道路になる。

委員： 元の師団街道はどうするのか。

京都市： これまでのような幹線道路としての機能はなくなるが、生活道路として残していく。

委員： 現在の九条通は、東西にスムーズに流れているが、この道路が整備され、交差点ができると信号による渋滞が生じるのではないかと。

京都市： 部分的には、渋滞も生じると思うが、新十条通の整備により、現在、三条通と五条通に集中している山科への交通量が分散されるので、本市全体の交通の流れはスムーズになると考えている。

委員： この事業区間の南に位置する第1工区の開通時期はいつになるのか。

京都市： 最後の仕上げ工事が残るかもしれないが、平成18年度中に開通する予定である。

・事業全体について

委員： 現在、本委員会では個別事業について再評価を行っているが、個別事業だけで評価するのではなく、事業の全体計画を見据えたうえで評価を行わなければ、評価のバランスを欠いてしまう。個別事業だけで評価を行うと、事業が進ちょくしていれば、他の関連事業に問題があったとしても、事業中止の判断が難しい。できれば、年度当初の委員会で事業全体の計画や個別事業の位置づけなどについて議論する機会を設けるよう検討してほしい。

また、費用便益比の算出方法について明確にしてほしいと指摘した件について、七瀬川だけではなく、ほかの事業についても統一できるよう事務局で検討してほしい。



第3回委員会では平成18年度再評価対象事業を審議した。

1 日 時 平成18年8月22日(火) 午前10時30分～11時30分

2 場 所 平安会館 2階「白河の間」

3 出席者

(1) 委 員

嘉門委員長, 伊多波副委員長, 岩崎委員, 小伊藤委員, 須藤委員, 塚本委員, 三好委員

(2) 京都市

建設局長, 建設局理事, 管理部長, 管理部担当部長, 街路部長, 水と緑環境部長,
用地室長, ほか関係職員

4 内 容

平成18年度再評価対象事業の審議

委員会における審議の概要は以下のとおりである

・河川事業「七瀬川」

委 員: もう少し早く事業を進めることができないのかと思うが, 本事業は特に問題点がないため, 委員会の意見としては, 京都市の対応方針のとおり事業継続が妥当であるとする。

・街路事業「西小路通」

委 員: 今後も財政的に厳しい状況が続くと思われるが限られた予算の中で, どのような事業を優先的に整備していくのか。

京都市: 事業費が大幅に削減されたことにより, これからは事業の選択と集中が必要である。これまでは交通量が多い幹線道路や4車線道路を優先して整備してきた。

西小路通などの補助幹線道路は, 公社資金による用地の先行取得を行い, 一定の用地取得が完了した箇所から工事に着手する方針で進めてきた。

本事業は, 葛野大路などの幹線道路が一定整理されたことで, 予算を確保する目途が付いたので, 平成22年度の完成に向け取り組んでいく。

委 員: 用地取得の目途がついたから率先して事業を進めるとの説明であるが, それでは事業優先度の説明にはならない。事業優先度としてB/Cの値が高い事業から重点的に整備を進める方法もある。限られた財源を有効に活用するため, 事業優先度について判断基準を確立しておく必要があるのではないか。

京都市: 国においても事業優先度について社会資本整備重点計画等で議論されている。優先度の基準としてB/Cを利用する方法もあるが, それ以外にも防災性, 景観, 商業振興やまちづくりの観点などを総合的に判断し, 社会資本を整備していく必要がある。これまでのようにB/Cと交通量などを基準にしてしまうと防災性の配慮などがおろそかになることから, 今後はもう少し幅広く考えていく必要がある。

委 員: 本事業は, 予算の確保という課題はあるが, 本委員会の意見としては, 京都市の対応方針, 事業継続は妥当であるとする。

・街路事業「 ・ ・ 25 鴨川東岸線（第2工区）」

委員： この事業は幹線道路に位置づけられているが、用地買収の難航により事業が遅れた。しかし、課題を整理し、用地確保の見込みがついたことから、平成21年度の完成を目指すという説明であるが、まだ、工事には着手していない。先ほど用地買収の目途が付いた事業については、工事を進めていくと説明されたが、この事業はなぜ工事に着手していないのか。

京都市： 事業が遅れていたのは、用地買収に時間がかかったためである。西小路通などの平面的な道路の場合は、部分的に用地買収が完了した箇所から、工事に着手することが可能であるが、鴨川東岸線は九条通の高架橋に取りつく計画なので、一定区間の用地買収が完了しなければ工事に着手することができない。

本事業はようやく、九条通から北側の取付区間まで用地買収が完了したことから、平成19年度から工事に着手する予定である。九条通から南側については、一部用地買収が完了していない箇所が残っているが、引き続き買収を進め、早期に工事着手できるよう努力していく。関連事業の新十条通が平成20年5月の完成予定であることから、本事業も平成21年度の早い時期に完成できるよう努力している。

委員： 新十条通は平成20年5月に完成するのか。

京都市： 新十条通は既に用地買収が完了しており、残る課題は工程管理である。しかし、工程管理は十分に検討されており、平成20年5月には完了する予定である。

委員： 事業調書に平成21年度末の完成を目指すと記載されているが、新十条通が完成したとしても、関連する鴨川東岸線が完了しなければ、事業効果が発揮されない。鴨川東岸線も平成20年5月に完了させるべきではないのか。

京都市： 本事業は平成21年度の早い段階に完了させる予定で進めている。できることなら新十条通と完成時期を合わせるのがベストであり、そのために、予算確保や用地交渉も進めている。本事業は新十条通の完成時期を見据えながら進めていきたい。

委員： 鴨川東岸線は重要な事業なので、周辺の道路網整備と併せて適切に進めていただきたい。今の意見を付して、事業継続は妥当であるとする。

京都市が平成21年度に完了すると説明しているにもかかわらず、再評価委員会が平成20年度に完了させるよう意見を付すのは異例であるが、事業間の連携を図るべきであるという指摘なので、そこを配慮していただきたい。

・全体意見について

委員： 再評価委員会では個別事業の再評価を行っているが、総合的な評価を行うためには、事業の全体計画を見据えたうえで個別事業を評価すべきである。例えば道路事業の場合、個別路線ではなく交通ネットワークとして整備しなければならないが、再評価では個別路線の工区ごとに再評価を行っており、この方法で適切に評価できるのか疑問である。

また、河川事業も流域全体をとらえて整備することが重要であり、個別の事業区間だけを取り出して評価を行ったとしても、その事業の妥当性を評価したことにはならない。まず、個別事業の説明の前に京都市全体の将来像や目標などを示してもらったうえで、個別事業の重要性や事業の進ちょく予定などを説明していただければ、再評価委員会の議論も事業全体を見据えたものになる。この意見を事業全体の意見としたい。

更に、費用便益計算書の記載方法について、表現を統一すべきではないかという意見があった。

委員：今の全体計画の意見も重要であるが、個別事業の中身について評価することも必要ではないか。

道路を整備する場合、併せて電線共同溝等を整備できれば、長期的な視点で事業効率が上がる場合がある。再評価委員会として、それらを検討するよう意見を付してもよいのではないか。

委員：架空の構造物を道路の中に収容する電線共同溝事業は全国的に行われており、京都市でも既に整備されている。すべての架空線を地中に埋設できれば景観は向上するが、電線共同溝の整備は多くの費用がかかる。西小路通などの生活道路に電線共同溝を整備するのは、現実的に難しい。

委員：生活道路での電線共同溝の整備が、難しいのは理解できる。しかし、幹線道路だけ品質の高い道路を整備するという方針も疑問である。現実的に難しくても、目標として掲げておくことは必要である。

委員：景観を保つためには市民の理解や協力が必要不可欠であり、場合によっては、市民に無理を強いなければ景観の保全はできない。京都市では、既に景観保全の取組を進めており、再評価委員会として改めて意見を付す必要はないのではないか。

委員：先日、七瀬川の現場を視察したとき、上部河川がきれいに整備されていたのが印象に残っており、早急に完成してほしいと感じた。昨年度に現場視察した大原花背線では、既に工事が完了したところについて、長い間放置されているため、道路に草などが生えていた。大原花背線は事業区間が長いので、事業完了までに時間がかかるので、また再評価を行わなければならない。また、西小路通の場合、住民は早急に整備してほしいと思っているだろう。再評価委員会は、評価対象となる区間について、地域の状況などを勘案して評価する委員会なので、先ほどの景観に関する議論は別の議論だと思う。

委員：事業が遅れる理由には幾つかのパターンがある。その中でも用地取得に時間がかかる場合が多い。時間がかかる理由としては予算が確保できないケースや、都市計画決定が古すぎて実情にあっていないケースがある。それらの事業について、再評価委員会は事業の継続や中止の判断を求められるわけであるが、戦前に計画された都市計画決定に問題がある場合などは、その判断が難しい。そのような場合、都市計画決定の見直しまで踏み込んだ議論ができるようにすべきである。

委員：再評価委員会としてどこまで踏み込めるのかわからないが、少なくとも再評価の対象事業が京都市全体の計画として、どのように位置づけられているのか理解したうえで総合的に評価できれば、より評価の視点を深めることができる。平成19年度から、再評価対象事業の位置づけについて、事前説明を受けたうえで再評価を行うことができれば、これまでの課題を少しは解消することができる。

委員：国交省が作成したマニュアルに基づいて費用対効果を算定するとB/Cが1以上になり事業継続と判断される。先ほどの意見とも関係するが、用地取得の課題は社会情勢の変化等により、取得が非常に困難だということにある。

例えば費用対効果の算定について、用地取得に関する人件費等をコストとして反映させれば、大幅にコストが増える。したがって、取得に難航しているケースについては費用対効果の算定方法を見直すことで、それらの課題が考慮できるので、これを事業全体に対する意見としたい。

先ほど京都市全体の計画について意見があったが、京都市が行うすべての事業について、長期的な視点で調査、検討を行うことは難しい。また、それは再評価委員会に与えられた任務ではないのではないか。

委員：これまで用地取得のコストを算定していなかったのですが、それを含めて費用対効果を算定するのは難しいと思うが、京都市独自に算定するのもひとつの方法である。一度事務局で検討してもらいたいが、それを意見書の中に記載する必要があるか議論が必要である。

委員：国交省が費用対効果算定のマニュアルを作成したときも、この件は随分と議論された。京都市として算定方法の検討を行い、機会があればそれを国交省に進言していただければ幸いである。この件については、意見書に記載する必要はない。



平成18年度 第4回京都市公共事業再評価委員会議事概要

1 日 時 平成18年10月30日(月) 午後3時00分～3時20分

2 場 所 平安会館 1階「平安の間」

3 出席者

(1) 委 員

嘉門委員長, 伊多波副委員長, 須藤委員, 藤井委員, 三好委員

(2) 京都市

建設局理事, 管理部担当部長, 街路部長, 用地室長, ほか関係職員

4 内 容

平成18年度再評価対象事業に係る委員会意見の取りまとめ

委員会における取りまとめの概要は以下のとおり

これまでの再評価委員会の審議を踏まえ,事務局で取りまとめた意見書(案)について,内容の確認を行い,「平成18年度公共事業の再評価に関する意見書」としてとりまとめた。

この意見書を京都市長に提出することで,再評価委員会から京都市への意見具申とする。

